

|              |   |
|--------------|---|
| Title        | 唐代トウルファン高昌城周辺の水利開発と非漢人住民  |
| Author(s)    | 荒川, 正晴  |
| Citation     | 近世・近代中国および周辺地域における諸民族の移動と地域開発. 1997, p. 49-64                                       |
| Version Type | VoR   |
| URL          | <a href="https://hdl.handle.net/11094/88462">https://hdl.handle.net/11094/88462</a> |
| rights       |   |
| Note         |   |

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 唐代トゥルファン高昌城周辺の 水利開発と非漢人住民

荒川正晴

## はじめに

9世紀に始まるウイグルの西遷以前、トゥルファン盆地が、政治・社会・文化の諸方面において漢人優位の状況にあったことは周知のとおりである。しかしながら、先住民のトカラ人（車師人との関係は未詳）をはじめ、5世紀以降に移住が活発化するイラン系の人々や、トルコ系の遊牧民も少なからず存在しており、それらを見無視しては高昌国や唐西州時代のトゥルファン社会を正確に把握することはできない。もちろん、厳密に言えば、トカラ人やイラン系の人々の中には漢人と様々なレベルで同化していたものもいたであろうし、そもそも漢人とはいつてもトゥルファンのそれは「胡書」や「胡語」も併用していたとされ<sup>(1)</sup>、トゥルファン社会を捉えるのに漢人と非漢人とに単純に分別することがどれほど有効かは問題はある。しかしながら、大まかに見れば、6～8世紀のトゥルファンで漢語・漢字を常用し漢文化を保持する漢人が多数派を形成していたことは疑いなく、それ以外の言語・文字や文化を基盤にもつ人々とは一応分けて考えることができる。ここでは後者を便宜的に非漢人と総称しておく。

ところで、唐はトゥルファンを征服すると、当地を西域支配のための強固な軍事拠点とすべく、それまでの住民に加えて、兵員ばかりでなく内地より多くの漢人を新たに入植させている。このために、西州都督府・高昌郡城となった高昌城（カラ・ホージャ）を拡張する<sup>(2)</sup>とともに、その周辺地を開発していった<sup>(3)</sup>。即ち、多くの灌漑施設を増設しながら、民田や官・屯田を新たに造成していったのである。ただし、トゥルファンのような乾燥オアシス地域にあっては、こうした開拓地を維持してゆくためには、灌漑施設の補修や浚渫作業が不可欠であり、そのため高昌城周辺住民の多大な労働力を恒常的に必要としていたと見られる。一方、高昌城を中心に広がるオアシスに依る住民にとっても、公権力による広域にわたる水系の維持とその配水調節は、彼らが為政者に強く期待するものであったと考えられる。

本論稿は、トゥルファン文書に依拠して、唐が高昌城周辺の開発のために増築

した灌漑施設の保全に、民族・生業ともにヴァリエティに富む周辺住民、とくに非漢人住民がどのような役割を果たしていたのか、その一端を検討するものである。トゥルフアン出土の漢文文書は、高昌城（高昌国王都，西州・高昌郡城）周辺の社会を映し出す重要な手がかりを我々に与えてくれるが、漢文文書からの情報は当然のことながら漢人に関わるものが圧倒的に多く、ややもすればトゥルフアン社会を構成した非漢人の存在は度外視されてしまう。当地の水利問題を論ずるにあたり、敢えて表題のテーマを設定した所以である。

## 1 トゥルフアン出土の水利関係文書

始めに、本稿において分析するトゥルフアン文書の録文<sup>(4)</sup>と和訳を以下に掲げておきたい。

「唐開元22年(734)西州高昌郡申西州都督府牒為差人夫修堤堰事」  
(73TAM509:23/1-1(a), 23/1-2(a), 23/1-3(a)) (「高昌」縣之印) 五カ所に捺印)

- 1 高昌縣 為申修堤堰人 [
- 2 新興谷内堤堰一十六所、修塞料单功六百人。
- 3 城南草澤堤堰及箭幹渠、料用单功八百五十人。
- 4 右得知水官楊嘉暉、鞏虔純等状稱、前件堤堰
- 5 每年差人夫修塞。今既時至、請准往例處分
- 6 者。准状、各責得状、料用人功如前者。依檢案
- 7 (内請准往)
- 8 □□□□例取當縣群牧、莊塢、底店及夷、胡戸
- 9 [ ] 日功修塞、件檢如前者。修堤夫
- 10 ( 中 欠 )
- 11 准去年 [
- 12 司未敢輒裁 [
- 13 宣徳郎行令上柱國處訥 朝議 [
- 14 □督府戸曹件状事如前、謹依録申、請裁、謹上。
- 15 開元廿二年九月十三日登仕郎行尉白慶菊上。
- 16 録 [
- 17 ] 寶 [

( 中 欠 )

16

録事 [

17 下高昌縣夷修新興谷内及 [

[写真] 『新疆出土文物』文物出版社、1975年、62頁。

[録文] 『文書』9、107-109頁。池田温 1979、377頁（欠損部分の文字の推補は、池田氏に従う）。

[和訳]

高昌県（より西州都督府宛て）。堤・堰の補修人夫上申の事。

新興谷 [センギム] <sup>(5)</sup> の堤・堰十六ヶ所（堤・堰を）修繕し決壊部分を塞ぐ作業に要する労働力は、計六〇〇人。

（高昌）城南の草澤の堤・堰および箭幹渠 要する労働力は、計八五〇人。

右は、知水官の楊嘉憚、鞏虔純らの状を得たところ、「前件の堤・堰は、毎年役夫を差遣して（堤・堰を）修繕し決壊部分を塞ぐ作業をさせているが、今既にその時期が来ている。往年の例に従って、処分されんことをもとめおく。」と言ってきたので、その状に従って、それぞれ報告を（前件の堤・堰・渠を管理する担当官に）責めたところ、「要する労働力は、先の通りです。」とありました。案件の内容を取り調べた上で、（往例に従って）当県の群牧・莊塢、底店および夷、胡戸の徴発を（お願い申しあげる次第です。）……………。

( 中 欠 )

去年に準じて……………

某司は未だ敢えて即座には裁可せず……………

宣徳郎（正七品下の散官）・行令・上柱國、處訥 朝議郎（正六品上の散官）

……………。

（西州）都督府の戸曹（に申し上げます）。件の状事は前の通りです。謹んで（本状を）録して上申し、（併せて）ご裁可をお願い申しあげる次第です。謹んで申し上げます。

開元廿二年九月十三日、登仕郎（正九品下の散官）・行尉の白慶菊が申し上げます。

録 [

〕賓〔

( 中 欠 )

録事〔

高昌縣の夷に命じて、新興谷内及び(城南の草沢の堤・堰を?)補修させ・・・。

## 2 文書内容の検討

### (a) 補修対象の水利施設

本文書には、補修の対象となる灌漑施設として、2～3行目に①「新興谷内堤堰一十六所」②「城南草澤堤堰及箭幹渠」をあげている。①は高昌城(カラホージャ)の北方約20里に位置する新興谷(センギム)にある「堤堰」であるのに対して、②は高昌城の南にある「草澤の堤堰」と「箭幹渠」であり、両者は高昌城を中心として南北に離れた位置にある。高昌城の周辺には、これ以外にも多くの渠や堰があったことは後に述べる通りであるので、本文書に見られるように、何故に高昌県が西州都督府に対して、この二地点のみを対象として補修人夫の徴発を上申しているのかが問題となろう。

そこで補修対象となったこの二地点について、これらがどのような土地であったのかを考察しておきたい。

先ず①の「新興谷内堤堰一十六所」について。「堤堰」とは、改めて検討するまでもなく、「堤」と「堰」とからなる用語である。「堤」とは敦煌文書の「沙州図経 卷三」(P. 2005)<sup>(6)</sup>での用例を見ると、

一所故堤 高三丈 闊三丈五尺

右在州東北一百廿步。按十六国春秋、嘉興四年、(中略)蒙遜率衆二万功(攻)敦煌。遺恂書、論(論)以興亡之運、恂不答。二月三面起堤、以水灌城。(後略)

とあり、城を囲む土塁を指す語として使用されていることがうかがえる。ただし、ここでは①・②の「堤」はどちらも灌漑施設の「堰」とともに見えており、とくに①の新興は高昌城とはかけ離れた地点にあるので、この「堤」を高昌城を圍繞する「堤」と見る必要はないであろう。ここでは、治水設備としての堤防の類であったと解するのが妥当であろう。それに対して「堰」とは、同じく「沙州図経 卷三」に、

七所渠

宜秋渠 長廿里。

右源在州西南廿五里、引甘泉水。兩岸修堰十里。高一丈、下闊一丈五尺。其渠下地宜晚禾、因号為宜秋渠。

とあり、河川より引水する渠<sup>(7)</sup>に沿って築造されていたことが知られる。さらに「沙州図経 卷三」には、陽開渠の項に、『西涼録』に拠って「造五石斗門、堰水溉田」とあり、堰が斗門と併せて渠から「溉田」するための灌漑設備となっていたことがうかがえる。ところが一方、「堰」には、もっと大規模なものがあったことが認められ、同じく「沙州図経 卷三」の甘泉水と推測される条に、

(前略) 其水西有石山、亦無草木。又東北流八十里、百姓造大堰、号為馬圈口。其堰、南北一百五十步、闊廿步、高二丈、総開五門、分水以灌田園。

(後略)

とあり、河川(甘泉水)に直接、大堰を造営し、そこに五門を設けて、分水して田園に灌漑していたことが認められる。これまでトゥルフアン文書からは、水渠に設けられた「堰」の存在しか確認されていないが、トゥルフアンの灌漑のあり方と敦煌とのそれに基本的な差異はないと思われるので、トゥルフアンの「堰」にも河川に造営されるものがあったと考えられる。

さて①の「堤・堰」がある新興(センギム)は、火焰山の北側に広がる水・草豊かな沼沢地となっており、そこにはチックン=クルと呼ばれる湖水まで存在していた<sup>(8)</sup>。この新興から出土したと思われるいわゆる「麴斌造寺碑」によれば、こうした沼沢地でも高昌国時代には渠・(貯水池)などの灌漑施設が設けられ、それによって耕地が造成されていたことがわかる<sup>(9)</sup>。六百人で補修作業にあたる①の新興谷内の十六ヶ所の堤・堰が、どの程度の規模のものであったのかは確定はできないが、補修対象に渠がまったく見えないことから、新興オアシスを貫流する河川に沿って築造されていた「堤」と「堰」であった可能性はあろう。

次に②の「城南草澤堤堰及箭幹渠」について。ここに見える「草澤堤堰」の「草澤」とは、文字通り沢地であろうが、先に掲げた「沙州図経 卷三」を見ると、水利に関連した項目が設けられ、そこに「水」を筆頭にして「渠・壕塹水・澤・堰・故堤」などが順に分類列記されている。そのうち「澤」とは、敦煌の「沙州図経 卷五」(P. 5034)<sup>(10)</sup>に、

二所澤

大澤 東西十里、南北十五里。

右在縣南七里、水草滋茂、百姓牧放、並在其中。(後略)

とあるように、放牧に適した水と草の豊かなところを指していることがわかる。

また、「沙州図経 卷三」には、

三所澤

里澤 東西十五里 南北五里

右在州北 里、中有池水、周廻二百歩、（後略）。

と見え、「澤」の中にはそれなりの規模を有する池水が存在するものもあった。

これまで高昌城の南に、このような草澤が存在していたことはあまり注意されてこなかったが、「沙州図経」に見える水利関連の分類に基づいて「城南草澤」を考えれば、高昌城の南に水草に恵まれ、放牧に適した草沢地が当時存在していたことが推測できる。ちなみに黄文弼・スタイン両氏が作成した地図 [Stein 1921 : Map, No. 59 ; Stein 1928 : Map, No. 28 ; 黄文弼 1954、附図一] によれば、今世紀においても城南方面に草地の存在が認められる<sup>(11)</sup>。このことから、①と②とは自然条件を共通にする地であったことが知られ、おそらくは②の「堤・堰」も、①と同様に「澤」を流れる河川に沿って築造されたものであったと考えられる。とすれば、②に続いて記される「箭幹渠」はその河川より引水する基幹渠であったと見ることができよう。

以上の検討より、本文書の補修の対象となる①・②は、高昌城を挟んで南北に存在する水・草豊かな「草澤」に設けられた灌漑施設であったことがわかる。ではこれら両地の灌漑施設は、高昌県管内においてどのような田土を形成していたのであろうか。

唐代の高昌城周辺地域が、西州設置後の開発の結果として、水渠が城の周囲約7～10里（東西10里、北7里、南8里）に及んで張り巡らされ、民田や官田（職分田・公廩田など）を灌漑していたことは既に大金富雄氏によって検討されているとおりである [大金富雄 1988 : 286-287] <sup>(12)</sup>。①の新興が、高昌城北20里にあり、そうした高昌城の四方に広がる渠水灌漑圏から離れた地点に存在していたことは明白であるが、それに対して②の城南は、既に述べたように「草澤」が高昌城近辺に広がっていたと見られ、城南8里におよぶこの灌漑網と重なるか、もしくは近接していたと思われる。

これら両地のうち、①の新興については既に関尾史郎氏により、当地が6世紀の高昌国時代に新たに開発された土地であること、さらに新興における「澤」の耕地化について詳細に検討されている [関尾史郎 1984 : 4]。ただし、高昌国時代には新興の「澤」の開発、すなわち灌漑施設の築造とそれによる耕地の造成はあまり進展しなかったようであり [関尾史郎、1984 : 5]、同様に②の城南の「草澤」も高昌国時代にはほとんど開発されていなかったと推測される<sup>(13)</sup>。

そこで注目されるのは、黄文弼氏により西州高昌县城の南方約二〇里にあたる窮阿薩に古道や屯戍の遺址があることが指摘されていることである〔黄文弼 1954：10〕。唐西州時代には、8世紀に天山軍（兵五千人・馬五百匹。『元和郡県図志』卷四〇等）が高昌城内に常駐し、併せて「一屯」（大は五〇頃、小は二〇頃。『大唐六典』卷七屯田郎中員外郎の条）の屯田地が増えるようになるが、西村元佑氏は先の黄文弼氏の報告や給田文書などの文書史料を踏まえ、城南5里ほどより以南に屯営田が存在したことを推測している〔西村元佑 1968：453-456〕。確かに、城南は5里以南になると戸籍や給・退田文書等に出てくる民田はごく稀であり、また他の三方については城外10里に及ぶオアシスの中に屯田の存在は一切うかがえない<sup>(14)</sup>。とすれば、やはり西村氏が指摘されたように、この天山軍の屯田地は、城南の「草澤」を唐代になって新たに造成してできたものと見られ、②の「草澤の堤・堰」とはこの屯田地を灌漑するための施設となっていた蓋然性は高いものと考えられる。ただし天山軍の「一屯」は、唐内地州県における田地と比較すれば、決して広大とは言えない規模であるが、零細な耕地しか造成できないトゥルファン・オアシスのレベルから見れば<sup>(15)</sup>、大規模な耕営地であり、これを一ヶ所にまとめて開拓するのは容易ではない。このことは、天山軍の屯田が高昌城南の「草澤」地にのみ存在していただけでなく、同様に開発が進んでいなかった新興の「澤」地も屯田開拓の対象地とされる十分な理由があったことを示唆している。高昌県管内にありながらも、同県の給・退田文書に見える新興所在の民田がごく僅かしか認められないことも、このことを消極ながらも傍証するものとなる<sup>(16)</sup>。

こうした推測に大過なければ、本文書に見える①と②の水利施設は、高昌県城周辺に広がる均田農民の田地や官田などを灌漑するそれではなく、高昌城の南北に開拓された屯田地のものであった蓋然性は極めて高いと思われる。

#### (b) 水利施設修理の徴発対象

さて本文書は、和訳に掲げたように、高昌県から西州都督府への上申書であるが、手続きとしては、「知水官」<sup>(17)</sup>の「修堤堰人」徴発の要請を受けて、そこで改めて高昌県が西州都督府に対して「修堤堰人」の徴発を要求している。これは、本文書における補修人夫の徴発が、高昌県のレベルでは処決を下せない案件となっていたからであることは言うまでもないが、そうした西州都督府に要請した差発対象の人々として高昌県は「群牧・莊塢・底店・夷胡戸」を掲げているのである。ではこれらは、どのような人々であると考えられるのか。以下に検討し



ておきたい。

### ①群牧

補修対象となる①・②の地点は、先に検討したように、本来ともに水・草豊かな「草澤」地であった。このことは、両地がカラホージャ周辺に存在した放牧地でもあり、ここで馬・驢・牛・羊などの群牧が行われていたことを予想させる。西州時代には、馬蓄類の群牧は、軍事や官用交通維持の目的で行われていた側面が大きく、そこでは兵士（府兵）が牧子として勤務していた〔荒川正晴 1990：24-32〕。もちろん民間が所有する家畜の放牧も認められるが<sup>(18)</sup>、それらが大規模な群牧場を形成していたとは考えられず、基本的には群牧場は官営となっていたものと見られる。

本文書に指定される「群牧」とは、官営の群牧場で放牧に当たっていた牧子を指していたと思われ、近在の屯田地の水利保全のために動員されていたものと推測される。

### ②莊塢

高昌国時代ではあるが、高昌城の南に「塢」（大谷4059号文書〔池田温 1979：311〕）があり、これが一種の防衛施設であることは既に西村元佑氏によって指摘されている〔西村元佑 1968：577-578〕。唐西州時代でも、高昌城の西10里の地点に「南路塢」<sup>(20)</sup>と呼ばれる「塢」が置かれ、戸籍ではこれが渠や「新興屯亭」<sup>(21)</sup>と並んで田地の位置を示す基点の一つともなっていた。

本文書の「莊塢」が、こうした軍事的な防衛施設を指すものであるとすれば、「莊塢」とは、高昌城周辺に位置していた防衛施設（とりでのようなものか）であり、そこに勤務する兵員が当地の水利施設の補修に動員されていたことになる。ただしトゥルファンには先のような軍事施設としての「塢」以外にも、個人で所有する菜園に付属する屋舎を指して「塢舎」と呼ぶことも認められ<sup>(22)</sup>、「塢」は必ずしも軍事施設に限定されるわけではない。ここで問題とする「塢」も、単に「塢」とあるのではなく、「莊」字を冠しており、孫曉林氏はこれを「莊園」と解する可能性もあることを指摘している〔孫曉林 1983：537〕。何れとは決し難いが、ともに城外に位置し多数の人夫徴発の対象となる場となっていたことは疑いない。

### ③底店（邸店）

唐宋時代の邸店が「旅館業兼倉庫業」を意味する語であったことは、既に日野開三郎氏により詳細に研究されている〔日野開三郎 1968、同 1970〕ので、ここで改めて検討する必要はない。トゥルフアンにも、実際に店が存在していたことは「唐寶應元年（762）6月康失芬行車傷人案卷」（73TAM509:8/1(a), 8/2(a), 『文書』9:128-134)により確認できる。これによれば、高昌城の南門付近に「張遊鶴店」が存在していたことが知られる。西州時代、頻繁に往来する行客や興胡の交易拠点ともなる高昌城に、こうした店が多く存在していたであろうことは容易に推測できよう。

おそらくは補修人夫の徴発に当たっては、財力を有する邸店主に相応の役夫の供出を課したものと考えられる。

#### ④夷、胡戸

「夷胡戸」と指定される人々が、州県に本貫を有する百姓と区別された、トゥルフアンに寄住する非漢人の戸であったことは明らかである。とくにここで単に「胡」ではなく「夷胡」として記されていることは注目される。というのも、本文書にはその末尾に「高昌縣の夷に命じて、新興谷内及び（城南の草沢の堤・堰を？）補修させ・・・。」と見え、この「夷胡」が「夷」と「胡」とからなる語であることがわかるからである。本文書に見える「胡」については、同じく官文書に見える「興胡」や「胡」（「唐西州高昌県上安西都護府牒稿為録上訊問曹祿山訴李紹謹兩造弁辞事」66TAM61:17(b)等／『文書』6、470-479など）と同義であったと推測され、主としてイラン系の人々を指す語となっていたものと思われる。これに対して「夷」とは、「胡」が先に推測したような語となっていたとすれば、「胡」以外の非漢人を指す語となっていたことが先ず考えられる。

何よりも、この「夷」を考えるのに留意しておかねばならないのは、本文書と伴に出土した文書の中に、「唐開元二十二年（734）西州都督府致遊奕首領骨邏弘斯閱文為計会定人行水澆溉事」（73TAM509:23/2-1, 『文書』9:104-105）があることである<sup>(23)</sup>。この文書には、軍事的な遊奕の任にあっていたトルコ系遊牧民（「遊奕突厥」）が、トゥルフアンの行水灌漑作業に人夫を供出していたことが見えており、意外にも遊牧民が水利関係の作業と深くかかわっていたことが知られる。このことからすれば、彼らが水利施設の補修作業にも駆り出されていたことは十分に予想できる。この文書の詳細な分析については、今後の検討に譲るが、少なくとも同墓出土の両文書が、その作成時期がほぼ同じであり、ともに同一の知水官が関与していることから、内容的に密接に関連していることは疑い

ない。とすれば、本文書の「夷」とは、おそらく高昌城周辺に居たトルコ系遊牧部落民を念頭に置いたものと考えられるのである。つまり徴発対象となった「夷胡戸」とは、非漢人の中でも、西州領内に寄住するイラン系胡人や遊牧部落民を主体としていたと推測できるのである。

以上の検討より、本文書において差発の対象となった「群牧・莊塢・底店・夷胡戸」が、兵員や商人のほか、遊牧民・イラン系胡人などの非漢人住民であったことがわかる。またこうしたものたちへの夫役は、通常の百姓の雑徭とは異なり<sup>(24)</sup>、県の裁量では課すことのできないものであったことも本文書により明らかとなる。補修対象となっていた灌漑施設は、屯田のためのものであることは先に検討したとおりであるが、その補修作業に関しては、前掲のような非漢人住民を包含する非農業民が多く駆り出されていたことが確認できるのである。このことが、高昌県が西州都督府に対して、この二地点のみを対象として補修人夫の徴発を上申ししていたことの説明となるものであろう。

## 結びにかえて

第2節の(a)で述べたように、唐はトゥルフアンを支配下に置くと、高昌城の周囲約7～10里に及んで水渠を増築し、職分田・公廩田などの官田や高昌県の均田農民に給・退田される田地等を新たに造成していった。こうした灌漑施設を維持するために、毎年その補修作業が必要とされていたことは言うまでもなく、租佃契の検討によれば、田地に直接行水する「渠」については、田主ではなく耕作人が個々にその保全に責任を負っていたことがわかる〔池田温 1973: 71-77〕。これに対して、共同して補修にあたるべき規模の大きな灌漑施設の保全作業については、毎年、定期的に徴発される夫役に組み入れられ、多くの均田農民が徴発されていたものと想像される<sup>(25)</sup>。トゥルフアン文書には見えないが、クチャ・オアシスでは、「掬拓」と呼ばれる力役が課せられており、灌漑施設の補修作業が行われていた。クチャには同時に「掬拓所」と呼ばれる機関も存在しており、これがそうした補修作業を統轄していたと見られる<sup>(26)</sup>。

他方、西州は唐の軍隊が駐屯する軍事基地としての性格から、こうした官・民田以上に、屯田の開発が積極的に行われていた。既に推測したように、本文書で補修の対象地となっていた、高昌城の南北に広がる「草澤」地は、まさにそうした屯田開拓地であった。また第2節の(b)で検討したように、その水利施設の保全作業に差発されていたのは、兵士のほか高昌城に「邸店」を構える商人や非

漢人戸であったが、高昌県より西州都督府へ「往年の例に従って差発する」ことを上申していることから、こうした徴発が慣例化していたことがわかる。このことは、高昌城周辺の田園を灌漑する多数の渠や堰が、当然それに依存する農民等によって維持されていたと見られることと、全くその様相を異にするものであろう。

こうした水利保全作業に、非農業民を恒常的に徴発した背景には、西州において州県百姓の軍事的な雑役が過重な傾向にあり〔西村元佑 1968〕、一時に1,500人近くもの労働力を要する補修作業に、通常の雑徭などによって農民を徴発し差遣することが困難となっていたことがあったと見られる。その一方で、屯田地が官・民田と同様に高昌城周辺の農民に出租されていたことは既に明らかにされている<sup>(27)</sup>が、まさに唐の兵站基地として機能することが求められた西州は、高昌城周辺の住民をなかば総動員するようなかたちで屯田経営を保持していたのである。ただし、本稿で検討したような、非農業民を対象とした水利保全のための徴発が、こうした唐の時代にのみ見える特殊な事例なのか、あるいは前後のオアシス国家時代にも、王家が所有するような特定の灌漑施設の保全にはあり得た、オアシス社会に通底する姿なのかについては、今後の検討に待ちたいと思う。

### 参考・引用文献

- 荒川正晴 1989、「新疆維吾爾自治区古代城址一覧表（Ⅰ）」『吐魯番出土文物研究会会報』26、1～8頁（吐魯番出土文物研究会編『吐魯番出土文物研究情報集録』1991年、125～134頁）。
- 同 1986、「麹氏高昌国における郡県制の性格をめぐって一主としてトゥルファン出土資料による一」『史学雑誌』95-3、37～74頁
- 同 1990、「スタイン将来「蒲昌群文書」の検討」『西北史地』1990-2、23-39頁
- 池田 温 1973、「中国古代の租佃契（上）」『東京大学東洋文化研究所紀要』60、1～112頁
- 同 1975、「沙州図経略考」『榎博士還暦記念東洋史論叢』山川出版社、31～101頁。
- 同 1978、「トゥルファン漢文文書にみえたる外族」『月刊シルクロード』4-2、14～16頁。

- 同 1979、『中国古代籍帳研究』東京大学出版会
- 大金富雄 1988、「唐西州における地目について」『中国古代の法と社会』汲古書院、271～291頁。
- 大津 透 1988、「唐律令制下の力役制度について—日唐賦役令管見—」『東洋文化』68、頁。
- 小田義久 1993、「大谷探検隊将来の庫車出土文書について」『東洋史壇』40・41、3—23（『大谷文書の研究』法蔵館、1996年、69—89）。
- 嶋崎 昌 1977、「高昌国の城邑について」『隋唐時代の東トウルキスタン研究』東京大学出版会、123～127頁
- 周藤吉之 1959、「吐魯番出土の佃人文書研究—唐代前期の佃人制—」西域文化研究会編『西域文化研究 第二 敦煌・吐魯番社会經濟資料（上）』法蔵館、93～132頁（『唐宋社会經濟史研究』東京大学出版会、1965、1～104頁）。
- 關尾史郎 1984、「高昌国における田土をめぐる覚書」『中国水利史研究』14、頁。
- 西村元佑 1968、『中国經濟史研究』同朋舎。
- 日野開三郎 1968、『唐代邸店の研究』自家版。
- 同 1970、『同統』自家版。
- 吉田豊・森安孝夫・新疆維吾爾自治区博物館 1988、「麴氏高昌国時代ソグド文女奴隸売買文書」『内陸アジア言語の研究』IV、1～50頁
- 王 仲榮 1980、「唐代西州高昌城周囲の水利灌漑」『文物集刊』2、文物出版社、204～207頁。
- 王 炳華 1986、「從考古資料看新疆古代農業生産」『向達先生紀念論文集』新疆人民出版社、460～484頁。
- 黄盛璋・鈕仲勛 1978、「歴史時期新疆地区的水利開發」『新疆歴史論文集』新疆人民出版社、187～210頁。
- 黄 盛璋 1984、「新疆水利技術の伝播与發展」『農業考古』1984-2、172～183頁。
- 黄 文弼 1954、『吐魯番考古記』中国科学院。
- 周 魁一 1986、「《水部式》与唐代的農田水利管理」『歴史地理』4、88～101頁。
- 孫 曉林 1983、「唐西州高昌県的水渠及其使用、管理」『敦煌吐魯番文書初探』武漢大学出版社、519～543頁。

- 鈕 仲勛 1987、「歴史時期新疆地区的農牧開發」『中国歴史地理論叢』1987-1、59～76頁。
- 張 澤咸 1986、『唐五代賦役史草』中華書局。
- 馬 雍 1976、「麴斌造寺碑所反映的高昌土地問題」『文物』1976-12、51-58頁（『西域史地文物叢考』文物出版社、1990年、154-162頁）。

Le Coq, A. von

1913, *Chotscho*, Berlin. (Repr., Graz 1979).

1926, *Auf Hellas Spuren in Ost-turkistan*, Leipzig. (Repr., Graz 1974).

Stein, A.

1921, *Serindia*, vol. V, Oxford.

1928, *Innermost Asia*, vol. IV, Oxford.

Yamamoto, T., Ikeda, O., Okano, M.

1980, *Tun-huang and Turfan Documents Concerning Social and Economic History I (A)·(B)*, Toyo Bunko.

#### 注

- (1) 『周書』卷五〇 異域伝下、高昌の条。〔吉田豊・森安孝夫・新疆維吾爾自治区博物館 1988: 15、注(26)〕参照。
- (2) 〔荒川正晴 1989: 1-2〕での私見に基づいているが、これについては同拙文に載せている白須浄真氏の見解も参照。
- (3) 大金富雄氏は、トゥルファン文書の分析から、唐西州時代に、高昌城周辺の開發が進展したことを明らかにしている〔大金富雄 1988〕。
- (4) 本文書は、三つの断片文書からなっているが、これは『吐魯番出土文書』（文物出版社、1981～1991年、全10冊、以下『文書』と略称）編纂者による検討の結果である。残念ながらすべての断片の写真が公表されておらず、また筆者は実見していないので、編纂者がこれらを接合した根拠が具体的にどこにあるのかはわからない。しかしながら、内容において関連があることは十分に推測され、ここでは『文書』に従って移録する。また本文書については、〔池田温 1978；黄盛璋・鈕仲勛 1978；王仲壜 1980；孫曉林 1983；黄盛璋 1984；王炳華 1986；周魁一 1986；張澤咸 1986；鈕仲勛1987〕など、既に多くの研究者によって取り上げられているが、本論稿も含め、他の関連文書と併せて当地の水利問題を本格的に分析する

作業は今後に委ねられている。

- (5) 新興がセンギムに比定できることは、〔嶋崎昌 1977 : 123-127〕〔荒川正晴 1986 : 40〕参照。
- (6) 録文は、〔池田温 1975 : 56-84〕。
- (7) 「沙州図経」によれば、敦煌に築造された渠は、長さが5里程度のものから45里あるものまで認められる。
- (8) Le Coq 1913 : 11 ; Le Coq 1926 : 79 ; 嶋崎昌 1977 : 127。
- (9) 「麴斌造寺碑」に見える灌漑施設については、〔馬雍 1976 : 55-57〕参照。
- (10) 録文は、〔池田温 1975 : 85-97〕。
- (11) 西村元佑氏は、黄文弼・スタイン両氏の地図をもとに「高昌県付近要図」を作成している〔西村元佑 1968 : 455〕。
- (12) 大金氏は、高昌国時代の部田が、「必ずしも長大な水渠の存在を前提とするよりはむしろ個々の独立した水系の灌漑用水に依存するものであったらしい」こと、また「高昌県城から一〇里内程度の範囲の土地が高昌県の民戸の主耕地をなしたとみてよかろう。その中では部田はほぼ全域にわたって存在しているが、常田の存在は県城から東方五里、西南北方三里までの範囲のみに集中している。つまり、高昌県城から約三〜五里の地域には常田・部田の所在する渠がともに縦横に巡らされているが、その外側には部田の所在する渠が広がっている状況を窺うことができる」ことを指摘する。この他にも〔西村元佑 1968 : 452〕および〔孫曉林 1983 : 542-543〕が、高昌城周辺に設けられた水渠を復元している。
- (13) 〔大金富雄 1988〕で検討されているように、高昌国時代には高昌城周辺の水利開発はさほど進んでいなかったと見られ、なかでも城南の「草沢」地のそれは、「新興」の「沢」地同様に大きく遅れていたと見られる。
- (14) 〔池田温 1979〕『文書』所収の田籍関係文書参照。
- (15) 24のオアシス城邑よりなるトゥルファン全耕地面積は、640年の時点で九百頃（『通典』卷一七四 州郡四）である。
- (16) 新興にも唐の時代になると「新興屯亭」の名が戸籍に見え、「屯亭」と呼ばれる施設が存在していたことが知られる。「屯亭」の詳細な性格は不明であるが、その名から見て一種の軍事的な施設であったことが想像できる。この「屯亭」は、高昌城の東方十里の地点にも見え、後に述べる城西十里に位置する「南路塢」（『文書』8、p. 315）とともに、高昌城オアシスを包囲する軍事防衛施設となっていたと推測される。とりわけ新興の地は、

その地理的な位置から高昌国時代には北方遊牧勢力と対峙した際の前線基地とされていたが、西州においてもそうした軍事戦略上の重要拠点としての性格は変わらなかったと見られる。これらのことは、西州時代ここが重要な軍事駐屯地となっていた可能性を示している。「新興屯亭」については、〔嶋崎昌 1977 : 124〕 参照。

- (17) 水利施設の官員として、西州時期には、「武周天授二年（691）安昌城知水李申相辯辞」（『文書』8、p.152）に「安昌城知水李申相」、「武周天授二年（691）安昌合城老人等牒為勘問主簿職田虚實事」（同、p.157）に「當城（安昌城）渠長」の名が「合城老人」・「城主」に続いて見えている。また既に明らかなように、高昌城周囲の渠に沿って造営されていた堰については、「堰頭」と呼ばれるものがこれを管理していた。それぞれの役割を考えるならば、「城知水」や「城渠長」は、トゥルフアの各オアシス城邑に存在する水利施設の統轄官であり、「堰頭」は各渠より田地に引水する堰を統轄するものであった。これに対して、本文書に見える「知水官」は、高昌県に対して灌漑施設の補修を要請しており、個々のオアシス城邑や渠堰を越えて広域に水利施設を統括・管理する官員であったと考えられる。本文書に見える草沢の「堤・堰」は、先に述べたように屯田地におけるものであったことが推測できるが、その水利施設の維持・管理にあたっては、こうした「知水官」が担当していたことが知られる。「堰頭」については、〔周藤吉之 1959 : 103-107〕 参照。
- (19) 道観が所有する羊などが群牧されていたことは、トゥルフア文書にも見えている（73TAM509:8/26(b), 『文書』9 : 144-145）。
- (20) 「南路塢」については、注（16）参照。
- (21) 「新興屯亭」については、注（16）参照。
- (22) 「唐開元二一年（733）一二月西州蒲昌縣九等定簿」〔池田温 1979 : 368〕に「菜園塢舎一所」と見えている。〔池田温 1979 : 67〕 参照。
- (23) 本文書については、〔池田温 1978 : 16〕 等参照。
- (24) 雑徭をはじめとする唐の力役制度については、多くの論考があるが、最近の成果として〔大津透 1988 : 113-116〕 がある。
- (25) 「唐開元25年水部式残卷」（P.2507）〔Yamamoto, T., Ikeda, O., Okano, M. 1980 : (A)41〕によれば、河西諸州では、官人も公廩田や職分田などを灌漑する水利施設の補修には、百姓とともに相応の労働力を供出することになっていた。



(26) 大谷8066号は、「掏拓所」から発出された官文書である [小田義久 1993 : 13]。

(27) [西村元佑 1968 : 453-459] ほか参照。